

デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース
第1回・第2回での主な委員コメント

<利用円滑化すべき分野、その方策等について>

- 創作活動によってうみだされた価値をどう高めるかという視点も重要。知財はそれ自体にも価値があるが、使われることによってその価値が上がっていくという視点が必要。
- コロナをきっかけに、特にデジタルコンテンツの流通円滑化の必要性が高まっている。DX の側面から著作権制度の在り方を見直すべき。
- 戦略的なコンテンツ市場流通の促進に向け、多数のコンテンツのスムーズな利用、過去のコンテンツの利用、アマチュアコンテンツの利用等のテーマを検討すべき。プラットフォームの台頭により、コンテンツの提供と対価還元が直接的な関係性ではなくなっている点に留意が必要。また、既存の分類にはあてはまらないコンテンツのジャンルも登場しているため、その取り扱いにも配慮すべき。保護すべき権利は保護し、保護しなくてもいい権利は保護しないというメリハリも必要。
- 現在・将来の創作者の問題だけではなく、過去の著作物、特に権利者に既に関心がなく集中管理団体にも入らない・またはもはや権利者が見つからないかもしれないが権利だけが残っている、といった創作物についての処理がネックとなっている。
- 裁定、登録制度について、デジタル化への対応は必要。例えばオンラインで手続きができるとなると、ちょっとした利用でも制度を使うようになるのではないか。また現状は手数料がかなり高い。現実味のあるコスト設定を考えるべき。
- 著作権が及ぶかどうかに関わらず、契約によって適正利益を分配するという考え方はある。ブロックチェーンを活用して利益分配を行う際も、その分配割合を誰かが決めることになるが、誰がどういう分配をするのか、そのプロセスが問題となる。

<権利処理の手法類型について>

- 権利者団体の拡充によって解決するのは一つの方向性。ただ、権利者団体が権利者を大きく網羅している分野とそうではない分野があり、拡充によって全ての問題が解決できるわけではない。かなりの権利者を網羅して円滑に処理が行われている分野であれば、団体に権利を預けている人は許諾権のまま、預けていない人については補償金付の権利制限というやり方もある。権利者が興味を失っていて、権利者団体を拡充しても意味がない場合は、権利制限+補償金や黙示的な許諾の推定によってカバーできる部分がある。
- 今の法制度の中でも黙示的に許諾されている場面は多くあると思われるが、利用者からすると、許諾がないのに勝手に使っている根拠は何かという問題意識により、利用が進

【機密性 2 情報】

まない。黙示的に許諾されていると考えてもいい場合のガイドライン的なものがあると役に立つかもしれない。

- 拡大集中許諾制度は集中管理と補償金請求権の中間的な位置づけという認識。一定の組織率が確保できる場合に、許諾権を維持したまま一部の管理できないアウトサイダーだけ補償金請求権化すると、これは実質的には拡大集中許諾に極めて近くなる。拡大集中許諾が難しいと言われる理由の一つは、なぜ委託を受けていない団体が権利行使することができるのかという点だが、補償金付権利制限とすることにより乗り越えられるのではないか。
- もともと日本の著作権法は権利制限規定に補償金がついておらず、オール・オア・ナッシング。権利制限＋補償金というのは我が国著作権法のオール・オア・ナッシングの性格に中間的な解決をもたらすもので、今後の一定のモデルになるのではないか。現行制度は、オプトアウトできない拡大集中許諾のような制度になっているが、それらの制度設計のバリエーションは非常に幅広くあると思うので、具体的な課題に応じてさらなる検討が可能。
- 集中管理団体が未発達分野の分野では拡大集中許諾制度の導入を正当化しづらくなるところもあるが、未発達だからこそ必要性が高いというジレンマもある。例えば裁定制度をベースにして、一旦公的な関与を経て条件を整え、その条件を拡大集中許諾へ延長していくといった混合型の選択肢もあるのではないか。

<UGC、n次創作について>

- 今後、プロだけではなく、アマチュア層まで著作権処理を行う必要が出てくると思われるが、それにはブロックチェーンなど技術を利用した枠組みが重要。しかしながら、現状すぐに実装可能な技術とまではなっていないため、それまでのつなぎとして権利者団体を活用した権利処理を促進する必要があるのではないか。
- 追求権的な仕組み、あるいはドイツ法における著作者に関する契約法のような概念を、利用円滑化方策の一つとして取り入れる考え方もあり得るのではないか。
- もはや最初の著作物の原型が残っていないなど、著作権上は権利が保証されなくても、民間サービス上では契約に基づいて分配を保証する考え方があっていい。
- 追及権的仕組みについては、制度でなくとも技術で仕組みができればインセンティブとして機能することが期待できる。短期的解決としては技術による解決が良いが、その限界がある部分は法で対応すべき。権利者の意欲喚起としての追求権のほか、権利制限のバスターとしての追求権ないし補償金請求権という考え方もある。ただ、保護する必要のないものまで補償金をつける必要はないので、対象がアウトオブコマース/孤児著作物かどうかによって対応は分けた方がよい。